

## ●事故報告について

介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに報告をお願いします。

### 【事故報告の定義】

#### (1) 重大事故

##### ①死亡、重篤状態

- ・事故発生原因の如何を問わない(利用者自身の転倒等による事故も含むものとする)
- ・窒息事故によるものを含む。
- ・送迎中の事故により第三者が死亡、重篤状態となった場合も含む。

※単なる病気によるものは報告不要。ただし、後日、利用者家族等とのトラブルが発生する恐れのあるものについては、報告を要す。

##### ②一定程度の後遺障害、一酸化炭素中毒

##### ③利用者の行方不明

##### ④火災の発生

##### ⑤自然災害（地震、風水害等）による人的被害及び建物の損壊(損壊程度は問わない)等の物的被害

#### (2) その他の事故

##### ①医療上の治療を受けた場合

- ・利用者自身の転倒による怪我也含む。
- ・送迎中の事故により、第三者が負傷した場合も含む。
- ・軽微な擦り傷・打撲は原則除くが、利用者やその家族から苦情が寄せられた場合は報告を要する。

##### ②死亡等の発生の恐れがある場合

- ・物品等(飲食物以外)の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の劣化が生じた事態
- ・飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態
- ・窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態

##### ③第三者による建物損傷

##### ④施設内での盗難

##### ⑤訪問系サービスにおける利用者宅での物損事故等

※利用者やその家族から苦情が寄せられた場合に限る。

### (3) 報告が不要な事故

- ①単なる病気による死亡や重篤状態
- ②医療上の治療を受けなかった怪我

### (4) 消費者事故通知について

平成21年9月1日に施行された消費者安全法(平成21年法律第50号)において、地方公共団体の長は消費者事故等に関する情報を得たときは、消費者庁長官に対して通知しなければならないこととされております。

介護サービス事業所等において、消費(役務)安全性が欠くことが疑われる事故が発生した場合、消費者庁にその旨通知します。

※(1) - ①、②、④のうち、消費(役務)安全性を欠くことが疑われるものについては、消費者庁等に通知します。

※(2) - ①(うち治療期間30日以上を負傷・疾病に限る)、②の事故のうち、消費(役務)安全性を欠くことが疑われるものについても、消費者庁等に通知します。

### 【報告書の書式】

別紙報告書を使用すること。

### 【報告期日】

- (1) 重大事故・・・事故発生後速やかに福祉課介護管理係あてに連絡を入れるとともに、原則として事故発生当日に報告書を提出すること。ただし、夜間・休日においては翌営業日とする。
- (2) その他の事故・・・事故発生後1週間以内に報告すること。

### 【報告対象サービス】

全ての介護保険サービス施設・事業所を報告対象とする。

なお、地域密着型サービス以外については、本市に事故報告書を提出し、尚且つ、県(置賜総合支庁)にも報告書を提出する必要があります。